

NewsLetter

2022 3 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082

東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階

☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427

E-mail info@misaki-jimcom

HP <http://misaki-jim.com>

今月のCONTENTS

1. みさきコラム
2. 令和 4 年度の健康保険料率が公表されました
3. スタッフコラム（今月は岡井です）
4. 新型コロナ感染症に係る傷病手当金について
5. 3月スタート!?! 子どもへのコロナワクチン接種でわかっていることとは？
6. 三崎事務所からのお知らせ



みさきコラム

いつもお世話になっております。三崎事務所の三崎です。

少しずつ陽が長くなり、春を感じるようになりました。1 年以上建設中だった事務所近くの高層マンション、完成が今年の 2 月 28 日となっていました。予定通り完成するようで、先日ビルを覆っていた保護シートも外されました。春からは工事の音も無くなり、静かな環境が戻ることを期待しています。

1 月に新年を迎えたばかりですが、4 月は年度の改まりとなります。企業や学生にとっては、年度の改まりである 4 月の方が、より改まり感を感じると思います。季節も春となり、気温が高くなりますので、体も楽に動き出しますし……。芽吹きや桜の開花なども、新生活の象徴のように思います。心配なのは、With コロナ生活です。デルタ収束後、私は正直なところすっかり油断していたので、オミクロンのまん延は正直なところショックでした。この調子でこれからもずっと、マスク生活・消毒生活が続くのでしょうか……。コロナを考えると、春のトキメキも吹っ飛んでしまっていますが、全く楽観的な私見で恐縮ですが、世の中のとても頭の良い方が、必ずこのウイルスに対抗できるつばんの対策を考えてくれて、それが近々世の中に等しく普及するので、before コロナの生活は戻ってくるのです。マスクも無く、消毒薬も無く、お日様浴びながら深呼吸できる日がもどります。頭の良い人は、私ではありませんが、人類にはすごい人がたくさんいるので、大丈夫なんです。人間なめんなよ……とコロナに言いたい！

特に若い方の活動に制限が続くことは、未来にとっても大変な損失です。

希望的妄想にすぎませんが、with コロナ 3 年目の初春に、思いました。

令和4年度の健康保険料率が公表されました

令和4年度の協会けんぽの健康保険料率は3月分(4月納付分)より下記の通り改定されます。
※任意継続被保険者の方は4月分(4月納付分)から変更となります。

都道府県	令和3年度	令和4年度	アップダウン
東京都	4.92%	4.905%	↓
神奈川県	4.995%	4.925%	↓
千葉県	4.895%	4.88%	↓
群馬県	4.83%	4.865%	↑

なお、介護保険料率は、全国一律 0.82%に下がります。(介護保険料は40歳から64歳までの方が対象になります)数値は、会社と被保険者が折半した料率になります。

給与計算をするうえでは、健康保険料率と介護保険料率の変更は、社会保険料を翌月控除している会社においては、**4月支給給与より変更**するようにしてください。

健康保険組合に加入している会社においては、加入している健康保険組合独自の料率変更となります。

弊所で顧問契約をいただいている会社様には、3月中に新たな料率によって計算した各人の「社会保険料のお知らせ」を送付いたしまして、お知らせいたします。

給与計算への反映のタイミングを間違えないよう、ご注意ください。

社会保険料の変更について、ご不明な点などございましたら、お気軽にお問合せください。

スタッフコラム

陽だまりに春の暖かさが感じられるようになり、過ごしやすいい日も増えてきました。

1月2月は、長男の高校受験のため例年よりも寒い冬がさらに寒く感じておりましたので、春の訪れがこんなにも暖かいものだったのかと身に染みております。

延期を繰り返していた修学旅行も、3月上旬に行先と日数を変更し行う方向で進んでいる様子。

自粛ばかりの中学生活の最後に楽しい思い出ができそうで良かったです。 (岡井)



新型コロナ感染症に係る傷病手当金について

新型コロナに感染した場合や、感染が疑われる場合の、傷病手当金の取扱いについて、協会けんぽ 神奈川支部のHP に参考となる記事がありましたので、ご紹介いたします！

◆利用要件◆

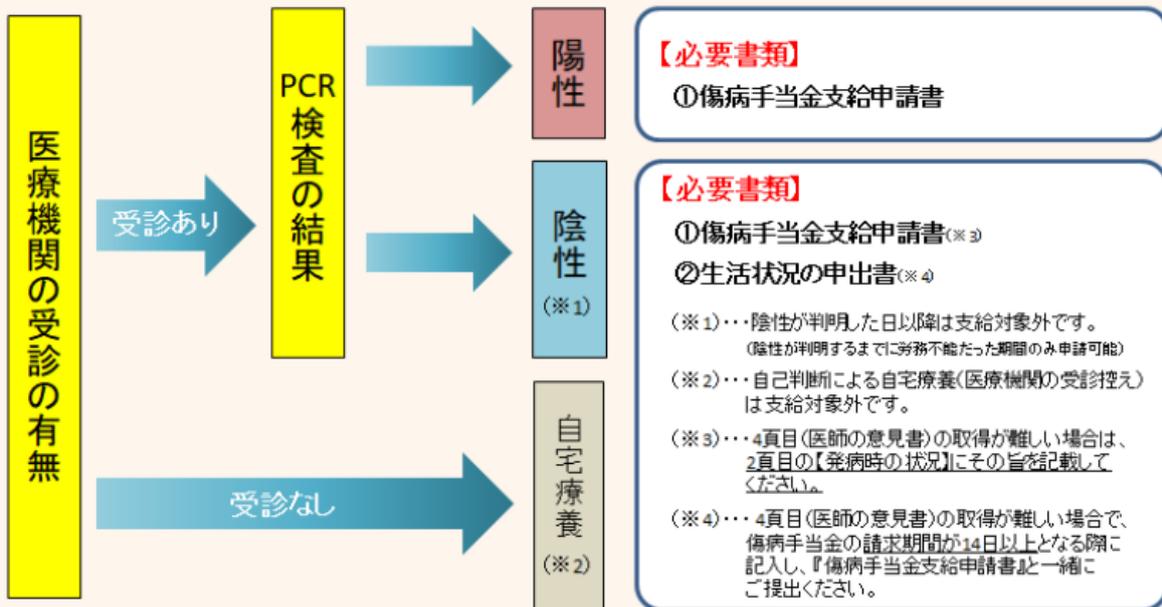
次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合に申請が可能です。

- (1) 自覚症状※1 があり、労務が困難な場合※2
- (2) 自覚症状はないが、医療機関を受診しPCR 検査を受けた結果「陽性」となった場合

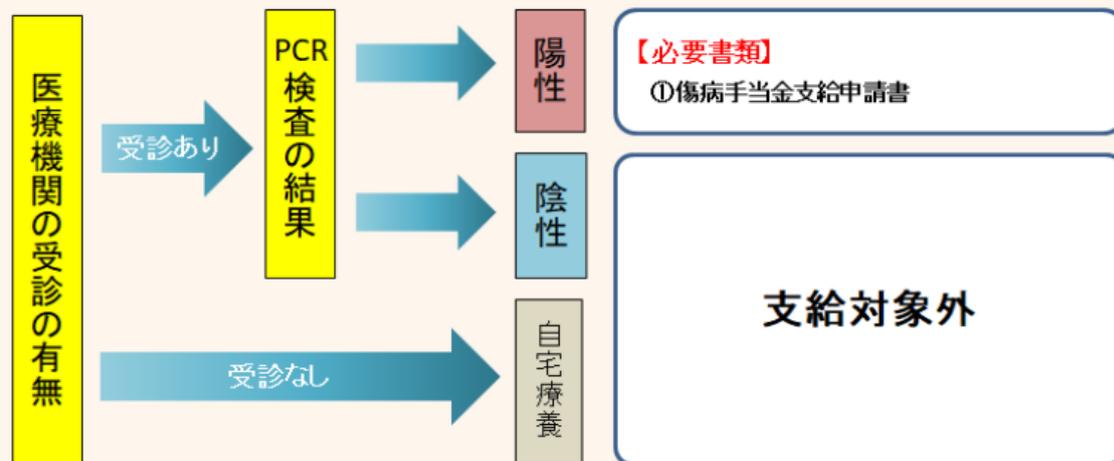
※1 自覚症状とは、風邪の症状や 37.5℃以上の発熱または強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある状態を指します。

※2 陰性が判明した日以降は申請対象外です。

自覚症状 **あり**



自覚症状 **なし**



新型コロナウイルスに感染した場合も、申請には「傷病手当金支給申請書」を使用します。その他、医療機関の受診の有無など、ケースごとに添付書類が必要になります。対象となる社員がいるようでしたら、弊所にお気軽にご相談ください！

3月スタート!? 子どもへのコロナワクチン接種でわかっていることは?

◆休園・休校が大幅に増加

感染拡大により、保育所等の全面休園は 777（2月3日時点）、公立学校の全面休校は 1,114（1月26日時点）となっています。そのため、5～11歳の子どもを新たに新型コロナワクチンの接種対象に加えることが決定されました。

◆早ければ3月頃から接種開始

厚生労働省の1月28日付資料によれば、2月下旬に5～11歳用のファイザー社のワクチンの配分を開始し、予防接種法関係の改正を経て、早ければ3月頃から接種が可能になるとされています。大人用とは異なる製品が使われるため、混同を避けるためとして、子ども専用の接種会場を設置する自治体もあります。

◆子どものワクチン接種で従業員が休まざるを得なくなったら?

厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）では、子どものワクチン接種では保護者の同伴が原則とされるため、休暇や労働時間の取扱いについて次のような方法を検討してほしいとしています（問21）。

- ・子の看護休暇の周知や要件緩和
- ・失効年休積立制度などの活用

◆「子の看護休暇」とは?

育児介護休業法上、未就学の子を養育する労働者は、申出により、年間5労働日（子が2人以上の場合は10労働日）まで、子の看護または子に予防接種・健康診断を受けさせるために、1日単位または時間単位で休暇を取得できるとされています。事業主は、この休暇の申出を拒むことができません。

3月以降、従業員自身が3回目の接種を受けるケースも増えますから、業務に支障が出ないように、早めに影響を見極めて対応を検討しておくといでしょう。

【厚生労働省「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000888766.pdf>

【厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-21

春は異動の季節になります。

- ・ お子さんが就職して扶養から外れた
- ・ 転居して住所が変わった
- ・ 新入社員が入社した
- ・ 給与を見直し支払い額が変わった 等々、人に関する異動がありましたら、ぜひ弊所あて早めにご連絡ください。内容によっては手続きが必要になるケースもありますので、よろしくお願いいたします。

三崎事務所からのお知らせ